

「届出の取扱い一覧表の見方 ※必ずご一読ください」

既存事業所において、下表に掲げる新設・変更等のあった加算等に関しては、基本的に新たに届け出ていただく必要があります。

ただし、次の①または②に該当する場合は、届出不要の取扱いとします。

- ① 新設の加算等の取得を希望しない場合
- ② 変更のあった加算等のうち算定要件等に変更のない区分を引き続き算定する場合

詳細は以下をご確認ください。なお、正しく届出がなされていない場合、令和6年4月以降の介護報酬請求において返戻（エラー）となる場合や、介護報酬の返還が発生する場合があります。

＜基本的な取扱い＞ 各サービスにおける取扱いは下表参照

【新設の加算・減算】

新設の加算等取得する場合は必ず届け出る必要があります。

届出がない場合は「1 減算型」とみなします。（下表において★がついている区分）「1 なし」または「1 非該当」の場合は当該加算等に関しては届出不要です。

【変更のあった加算】

変更のあった加算等は原則、新たに届け出る必要があります。（※加算の新設区分の取得を希望する場合には必須）

ただし、以下の場合は、届出不要となります。

- (1) 算定要件等に変更のない区分を引き続き算定する場合
 - (2) 新たな届出がない場合に「1 なし」とみなされる区分（下表において☆がついている区分）
- ※（2）については、加算等の取得を希望する場合は、届出が必要となりますので、ご注意ください。

＜留意事項＞

届出をしないことにより、加算等の取得を取り下げたいにもかかわらず（1）の取扱いにより届出上は引き続き算定することとなっている場合や、加算等の取得を希望するにもかかわらず（2）の取扱いにより「1 なし」とみなして処理され、請求時に返戻（エラー）となる場合も想定されます。

こうしたケースが発生しないよう、算定を予定している区分と届出上の取扱いについて十分にご留意ください。

【名称変更のみあった加算】

加算等の取扱いに変更ありませんので、現行の届出状況から変更がない場合には届出不要です。

【マークの説明】		
届出種別	マーク	内容
新規・変更	◎	届出がある場合、加算または「2 基準型」の取得ができる。
新規	★	新規に届出がない場合、「1 減算型」とみなす。
新規・変更	☆	届出がない場合、「1 非該当」「1 なし」とみなす。
新規	○	届出がある場合、減算になる。

令和6年4月

サービス種別	加算等の名称	新設 変更等	体制等状況一覧表における変更点		既存事業所における届出状況別の取扱い
			【旧：現行】	➡ 【新：改正後】	
共通	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	-	★ 1 減算型 ◎ 2 基準型	届出がない場合は「1 減算型」とみなす。
訪問型サービス	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	新設	-	☆ 1 非該当 ○ 2 該当	届出がない場合は「1 非該当」とみなす。
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	新設	-	☆ 1 非該当 ○ 2 該当	届出がない場合は「1 非該当」とみなす。
	口腔連携強化加算	新設	-	☆ 1 なし ◎ 2 あり	届出がない場合は「1 なし」とみなす。
通所型サービス	業務継続計画策定の有無	新設	-	★ 1 減算型 ◎ 2 基準型	届出がない場合は「1 減算型」とみなす。
	運動器機能向上体制	廃止			なし
	選択的サービス複数実施加算 ↓ 一体的サービス提供加算	変更			(注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うように留意が必要

令和6年6月

サービス種別	加算等の名称	新設 変更等	体制等状況一覧表における変更点		既存事業所における届出状況別の取扱い
			【旧：現行】	➡ 【新：改正後】	
共通	介護職員処遇改善加算 ↓ 介護職員等処遇改善加算	変更	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ	☆ 1 なし ◎ 7 加算Ⅰ～ R 加算Ⅴ（14）	届出がない場合は「1 なし」とみなす。 (注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して算定を行うように留意が必要
	介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	廃止			なし